

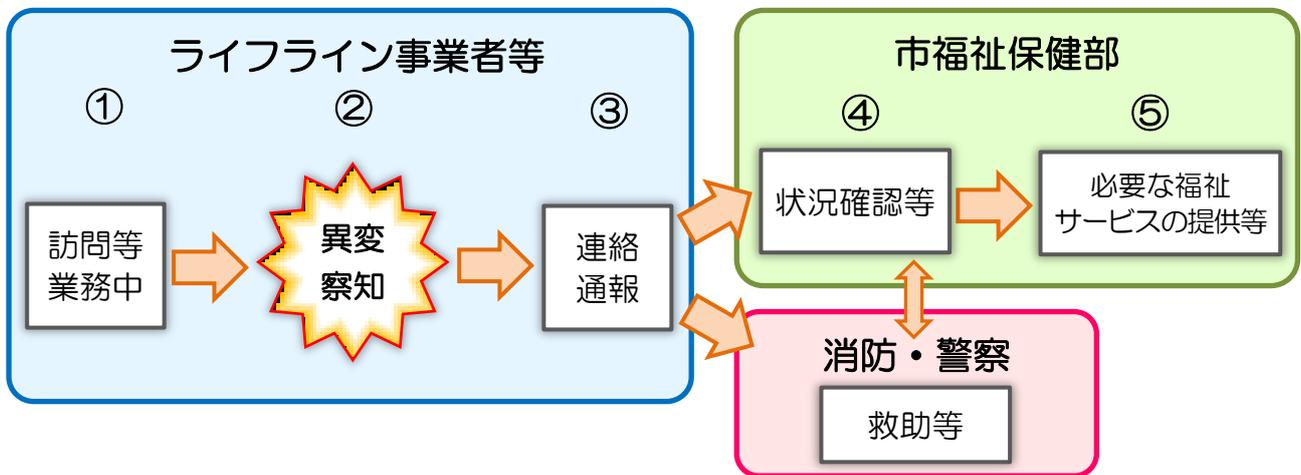
富山市地域見守り活動 連絡・通報ガイドライン

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、地域の異変を早期に発見し、孤立死等を防止するため、電気・ガス・水道のライフライン事業者、郵便・宅配事業者、新聞販売事業者などの「ライフライン事業者等」による「ゆるやかな見守り」活動による連絡・通報の指針とするものです。

※このガイドラインでの「孤立死」とは、「孤立世帯の方が亡くなったことに親族や近隣の人々が気づかず、相当日数を経てから発見されること」を言います。

2 異変察知から状況確認までの流れ



3 連絡・通報の考え方

- (1) ライフライン事業者等が通常業務の中で異変を発見した場合に、連絡・通報をお願いします。（『5 異変が考えられるケース』を参照ください。）
- (2) ライフライン事業者等が独自の安否確認を実施している場合は、その取組の継続をお願いします。
- (3) 前記のほか、家の中で人が倒れているなど、緊急を要する場合は、声かけなど必要な措置とともに、消防・警察への通報をお願いします。

4 連絡者への配慮

- (1) 市は、連絡者に関する情報（連絡した者の氏名、事業所、連絡先など）については、見守り活動に関する事務のみに使用します。
- (2) 市は、連絡後の対応の結果等について、必要に応じて連絡者に報告するものとします（ただし、個人情報に関する内容は除きます）。
- (3) ライフライン事業者等は、連絡に誤りがあった場合、または連絡を行うことができなかった場合であっても、生じた問題について、その責任を問われないものとします。

5 異変が考えられるケース

訪問先などで、こんな「異変」はありませんか？

家の周囲等に関する異変

- ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている。
- 雨戸やカーテンが何日も前からずっと閉まっている。
- 室内等の電灯が点いた状態、または消えた状態が何日も続いている。
- 同じ洗濯物が何日も干されている。
- 玄関のドアなどが開いたままの状態が続いている。
- 庭の手入れやゴミの処理がされていない状態が続いている。
- 検針票をいつも手渡す人に、会えない状態が続いている。
- 各種メーターの増減が通常時より異常である。
- ペットの様子がいつもと異なる（衰弱または凶暴化しているなど）。
- 住宅から異臭、異音がしている。
- 隣人などから最近姿を見かけないなどの情報が入った。
- いつも除雪しているのに、急に何もしなくなった。

本人に関する異変

- 極端に痩せている、体や衣服が異常に汚れている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザが見られる、異臭がするなど本人の体の状態が不自然である。
- 以前と比べて、意思疎通が困難になった。
- 生活が困窮している状況がうかがわれる。
- 倒れていたり、座り込んでおり、呼びかけに応じない状態である。

6 連絡・通報窓口

いつもと何か違う「異変」に気付いたら、下記までご連絡ください。

明らかな異変の場合

《 緊急の場合 》

通報

消防

☎119

警察

☎110

異変が疑われる場合

《 緊急性がない場合 》

連絡

富山市福祉保健部 社会福祉課

☎ 076-443-2164

平日 8:30~17:15

(土日、祝日、年末年始は除く)